

令和3年度佐倉市決算（普通会計）の概要

各地方公共団体は、毎年度決算状況を1枚のカード(決算カード)にまとめて公表しています。この決算状況のまとめは、総務省が行う地方財政状況調査の会計区分である普通会計により算定されます。これは、一般会計及び特別会計の範囲は、地方公共団体によって異なることから、共通の会計区分である普通会計を設けることにより、地方公共団体間の比較や国全体としての統計を可能にするためです。佐倉市では、普通会計の範囲は、一般会計、公共用地取得事業特別会計及び災害共済事業特別会計となっています。

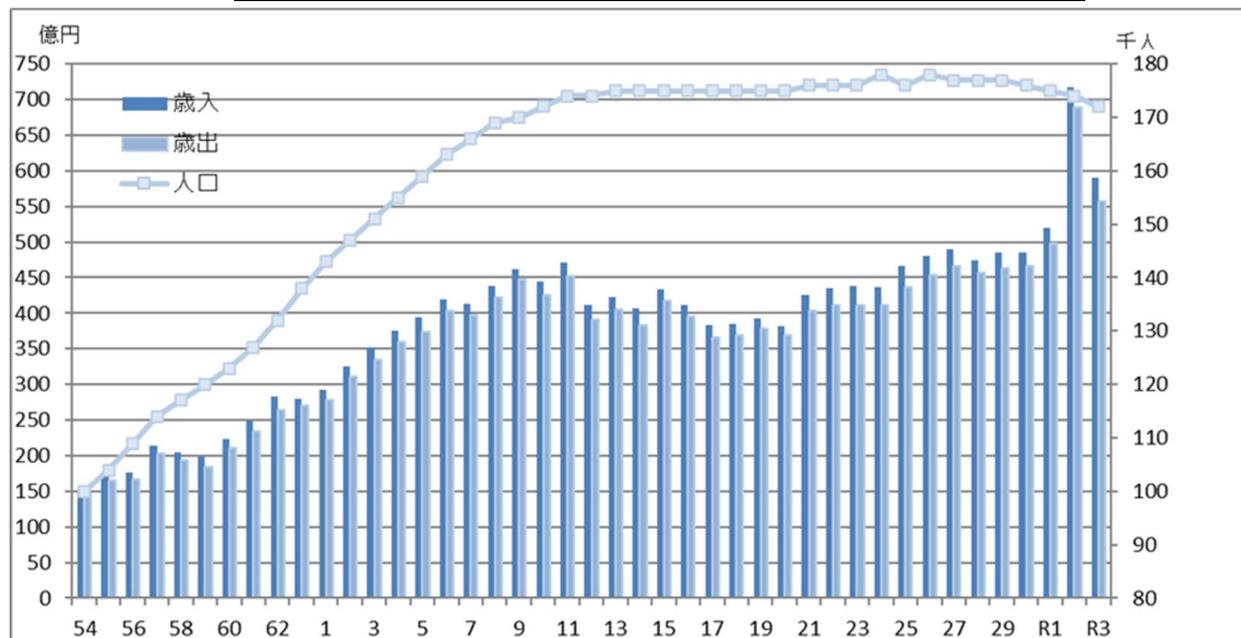
1 決算規模

歳入総額 590 億 1,360 万 3 千円、歳出総額 557 億 232 万 6 千円で、前年度比、歳入 17.7%減、歳出 19.2%減となりました。

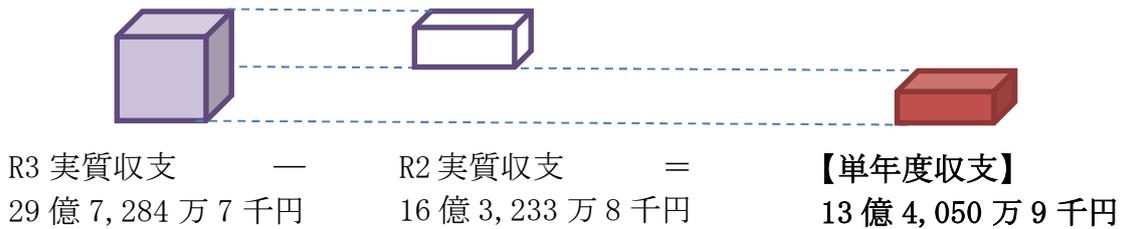
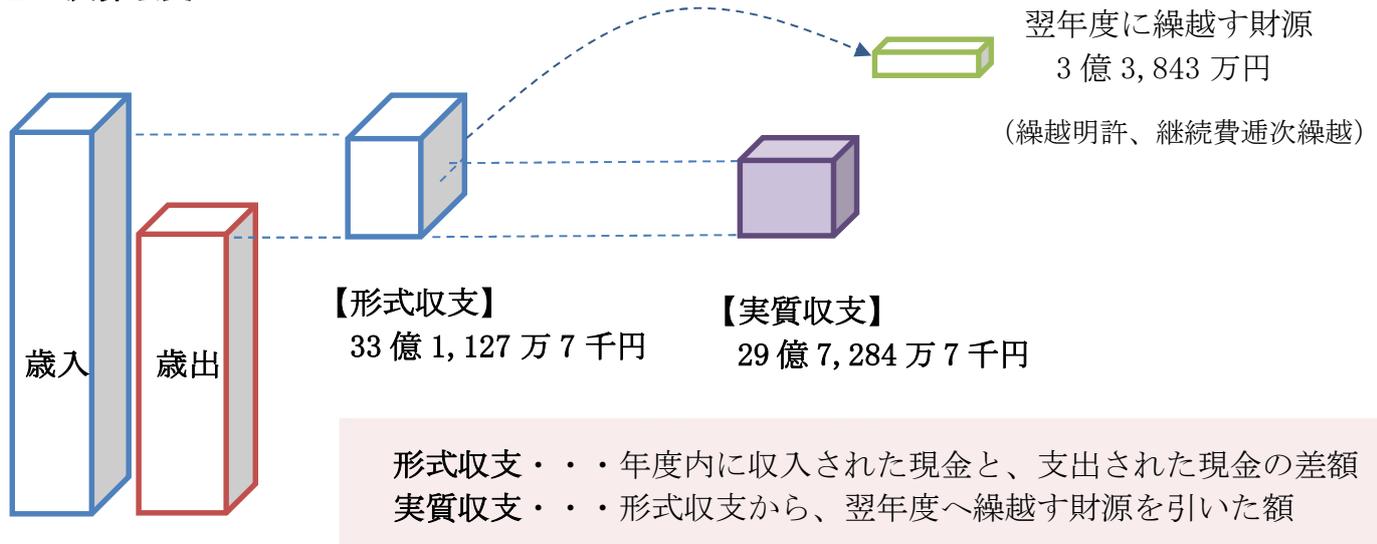
第1表 決算規模

(単位:千円・%)

区 分	歳 入	増減率	歳 出	増減率
平成 21 年度	42,536,553	11.3	40,361,889	9.3
平成 22 年度	43,461,884	2.2	41,067,896	1.7
平成 23 年度	43,828,147	0.8	41,122,575	0.1
平成 24 年度	43,671,058	△0.4	41,243,522	0.3
平成 25 年度	46,745,355	7.0	43,650,870	5.8
平成 26 年度	48,092,645	2.9	45,431,800	4.1
平成 27 年度	49,011,350	1.9	46,630,303	2.6
平成 28 年度	47,402,088	△3.3	45,679,014	△2.0
平成 29 年度	48,554,754	2.4	46,298,592	1.4
平成 30 年度	48,473,768	△0.2	46,722,897	0.9
令和元年度	51,882,717	7.0	49,791,352	6.6
令和2年度	71,677,224	38.2	68,920,018	38.4
令和3年度	59,013,603	△17.7	55,702,326	△19.2



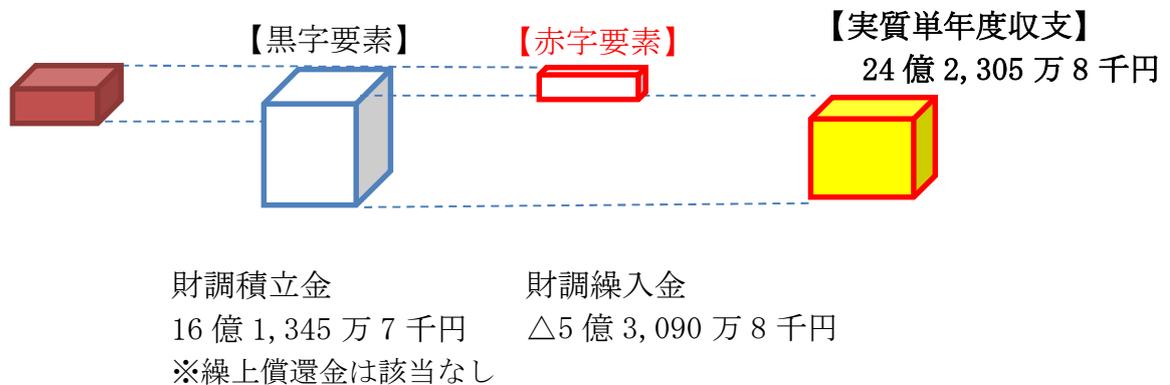
2 決算収支



単年度収支・・・当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いた額で、当該年度における実質収支の増減を示す。単年度収支が黒字ということは新たな剰余が生じたことを意味し、単年度収支が赤字ということは過去の剰余金が赤字分だけ減少したことを意味する。

【単年度収支】

13億4,050万9千円



実質単年度収支・・・単年度収支から、黒字要素（財政調整基金積立金、地方債繰上償還金）や赤字要素（財政調整基金繰入金）を除いたもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標。

3 歳 入

地方税は、個人及び法人市民税、固定資産税・都市計画税が新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により減となったため、地方税総額では前年度比 6 億 8,386 万 4 千円の減となりました。

地方譲与税や各種交付金については、地方消費税交付金の増や新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の創設により前年度比 7 億 293 万円の増、また、国の補正予算に基づく普通交付税の増額等から地方交付税が前年度比 16 億 3,119 万円の大幅増となりました。

国県支出金は、特別定額給付金給付事業等、令和 2 年度に限り実施した補助事業の減により、国庫支出金は前年度比 142 億 939 万円の減、県支出金は前年度比 6,849 万 6 千円の減となりました。繰入金については、財源調整としての財政調整基金繰入金が減額となったことから、前年度比 14 億 264 万 3 千円の減額となりました。

第2表 主な歳入の内訳

(単位:千円・%)

区 分	元年度	2 年度	3 年度	3 年度	
				構成比	増減率
地方税	24,809,200	24,544,478	23,860,614	40.4	△2.8
国・県各種交付金(地方譲与税含)	3,744,108	4,521,889	5,094,419	8.6	12.7
地方特例交付金	381,334	174,821	305,221	0.5	74.6
地方交付税	2,156,595	1,791,601	3,422,791	5.8	91.0
一般財源(計)	31,091,237	31,032,789	32,683,045	55.4	5.3
国庫支出金	7,683,302	28,445,050	14,235,660	24.1	△50.0
県支出金	3,861,892	4,040,457	3,971,961	6.7	△1.7
分担金・負担金	431,473	295,425	246,612	0.4	△16.5
使用料	627,093	400,502	460,086	0.8	14.9
手数料	112,880	112,485	112,520	0.2	0.0
繰入金	2,189,647	2,015,023	612,380	1.0	△69.6
地方債	3,488,900	2,773,990	3,308,500	5.6	19.3
うち臨時財政対策債	1,460,000	1,430,640	2,600,000	4.4	81.7
その他	2,396,293	2,561,503	3,382,839	5.7	32.1
歳 入(計)	51,882,717	71,677,224	59,013,603	100.0	△17.7

※構成比欄は、表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合があります。

(1) 地方税

住民税(市民税)は、新型コロナウイルス感染症の影響で個人所得および法人所得が減少したため、前年度比 4 億 6,362 万 6 千円減の 119 億 1,129 万 4 千円となりました。

また、固定資産税は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う軽減措置や在来家屋の評価替えにより前年度比 2 億 4,915 万 7 千円(2.7%)減の 91 億 4,862 万 8 千円、都市計画税については、前年度比 3,627 万円(2.2%)減の 15 億 9,655 万 7 千円、軽自動車税については、前年度比 1,084 万円(3.7%)増の 3 億 9 万円となりました。

(2) 国・県各種交付金(地方譲与税含)

地方譲与税は、前年度比 813 万 6 千円(1.8%)増の 4 億 6,458 万 1 千円となりました。

その他の国・県各種交付金の内訳は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金、地方特例交付金等となり、このうち地方特例交付金等は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の創設により前年度比 1 億 3,040 万円 (74.6%) 増の 3 億 522 万 1 千円となりました。

(3) 地方交付税

地方交付税は、普通交付税が国の補正予算に基づく増額等から前年度比 15 億 9,534 万 1 千円 (102.8%) 増の 31 億 4,730 万 2 千円となり、地方交付税総額では前年度比 16 億 3,119 万円(91.0%)増の 34 億 2,279 万 1 千円となりました。

(4) 国庫支出金

令和 2 年度限り実施した特別定額給付金給付事業などに関する補助金の減により、前年度比 142 億 939 万円 (50.0%) 減の 142 億 3,566 万円となりました。

(5) 県支出金

介護施設等整備事業交付金、国勢調査委託金等の減により、前年度比 6,849 万 6 千円 (1.7%)減の 39 億 7,196 万 1 千円となりました。

(6) 繰入金

財政調整基金からの繰入金が大幅に減額となった等により、前年度比 14 億 264 万 3 千円 (69.6%)減の 6 億 1,238 万円となりました。

(7) 地方債

小学校トイレ改修事業や(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業などに係る起債を行いました。また普通交付税の振替として発行される臨時財政対策債は 26 億円で借入を行い、地方債総額としては前年比 5 億 3,451 万円(19.3%)増の 33 億 850 万円の借入れとなりました。

(8) その他

その他の内訳は、交通安全対策特別交付金 1,872 万 6 千円、財産収入 1 億 5,154 万 4 千円、寄附金 3,721 万円、令和 2 年度からの繰越金 27 億 5,563 万円、諸収入 4 億 1,972 万 9 千円等となっています。

4 歳 出

経常的経費は、502億7,499万4千円で、歳出全体に占める割合は90.3%、前年度比で20.4%の減となりました。投資的経費は、26億606万8千円で、歳出全体に占める割合は4.7%、前年度比26.1%の減となりました。その他経費は、28億2,126万4千円で、歳出全体に占める割合は5.0%、前年度比26.9%の増となりました。

第3表 主な性質別歳出内訳

(単位:千円・%)

区 分	元年度	2年度	3年度	3年度	
				構成比	増減率
経常的経費	43,232,746	63,168,979	50,274,994	90.3	△20.4
義務的経費	23,710,320	24,942,009	28,950,181	52.0	16.1
内 訳					
人件費	8,269,096	8,995,299	9,174,201	16.5	2.0
扶助費	12,590,249	13,069,039	16,920,259	30.4	29.5
公債費	2,850,975	2,877,671	2,855,721	5.1	△0.8
物件費	8,421,957	8,516,108	8,867,635	15.9	4.1
維持補修費	511,626	389,865	335,740	0.6	△13.9
補助費等	5,781,716	24,298,299	6,823,215	12.2	△71.9
経常的繰出金等	4,807,127	5,022,698	5,298,223	9.5	5.5
投資的経費	5,175,728	3,527,540	2,606,068	4.7	△26.1
普通建設事業費	5,132,057	3,252,828	2,575,662	4.6	△20.8
内 訳					
補助	2,138,552	1,952,474	1,772,089	3.2	△9.2
単独	2,993,505	1,300,354	803,573	1.4	△38.2
その他	1,382,878	2,223,499	2,821,264	5.0	26.9
歳 出(計)	49,791,352	68,920,018	55,702,326	100.0	△19.2

※構成比欄は、表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合があります。

- (1) 経常的経費のうち、義務的経費(人件費、扶助費、公債費)については289億5,018万1千円で、前年度比40億817万2千円(16.1%)の増となりました。扶助費は子育て世帯臨時特別給付金支給事業の実施などにより38億5,122万円(29.5%)増加し、169億2,025万9千円となりました。また、人件費は91億7,420万1千円で、前年度比1億7,890万2千円(2.0%)の増となり、公債費は28億5,572万1千円で、前年度比2,195万円(0.8%)の減となりました。
- (2) 投資的経費である普通建設事業費は、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業の進行等により、前年度比6億7,716万6千円(20.8%)の減となりました。
- (3) その他経費は、基金への積立金、出資金や貸付金(臨時分)、他会計への繰出金(臨時分)で構成されており、前年度より5億9,776万5千円(26.9%)増となりました。なお、財政調整基金への積立金は2億8,802万8千円(15.1%)減の16億1,345万7千円となっています。(うち8億1,500万円は地方財政法第7条の規定により、令和2年度実質収支額の2分の1を積立てたものです。)

5 財政状況

国の算出した標準的な行政サービス経費に対して、税収等の標準的な収入が占める割合を示す財政力指数(*1)は 0.907 です。単年度ベースでは 0.870 となり、1 を下回っているため、普通交付税の交付団体となっています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率(*2)は、87.9%で、前年度から 6.9 ポイント低下しました。

- (1) 経常収支比率については、歳出(経常的経費充当一般財源等)が微増であった一方で、歳入(経常一般財源等)では、普通交付税や臨時財政対策債が大幅に増加したことから前年度比 6.9 ポイント低下(改善)しました。

*1 財政力指数は、普通交付税の算定の基礎となる基準財政収入額の基準財政需要額に対する割合の過去 3 年平均を表したものです。一方、普通交付税はその年度の基準財政需要額に対する基準財政収入額の不足分を交付するものです。(このため、不交付となる場合、単年度ベースの財政力指数は1を超えることになります。)

*2 財政構造の柔軟性を示す指標で、毎年度経常的に収入される市税、地方交付税等の経常一般財源が人件費、公債費、扶助費等の経常的経費に充当される割合を示すものです。この数値が低いほど臨時的な経費に充てられる財源が多くなり、柔軟性が高いことになります。

第4表 主要財政指標

(単位:%)

区 分	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
経常収支比率	98.3	94.1	95.9	94.8	87.9
財政力指数	0.915	0.920	0.924	0.926	0.907

6 将来の財政負担

債務負担行為支出予定額は、前年度比 12 億 5,484 万円増となり、また、地方債現在高についても前年度比 5 億 5,989 万 6 千円の増となっています。

地方債残高と債務負担行為支出予定額の合計額は、423 億 6,834 万 2 千円で、前年度比 18 億 1,473 万 6 千円増となりました。

また、令和3年度末積立金現在高は、131 億 8,942 万 3 千円で、臨時財政対策債償還経費の減債基金への積立等により、前年度末に比べ 17 億 9,437 万 8 千円増加しました。

第5表 将来の財政負担

(単位:千円・%)

年 度	地方債現在高		債務負担行為		合 計	
		増減率	支出予定額	増減率		増減率
25 年度	30,438,170	△1.8	7,488,895	46.3	37,927,065	5.0
26 年度	30,913,347	1.6	6,863,127	△8.4	37,776,474	△0.4
27 年度	31,657,708	2.4	6,542,746	△4.7	38,200,454	1.1
28 年度	31,058,232	△1.9	5,744,894	△12.2	36,803,126	△3.7
29 年度	30,534,883	△1.7	6,844,839	19.1	37,379,722	1.6
30 年度	30,221,134	△1.0	9,851,078	43.9	40,072,212	7.2
元年度	31,023,511	2.7	9,280,783	△5.8	40,304,294	0.6
2年度	31,054,677	0.1	9,498,929	2.4	40,553,606	0.6
3年度	31,614,573	1.8	10,753,769	13.2	42,368,342	4.5

第6表 積立金年度末残高

(単位:千円・%)

基 金 区 分	元年度	2年度	3年度	増減率		
				元年度	2年度	3年度
財政調整基金	4,110,572	4,043,518	5,126,067	△25.7	△1.6	26.8
減債基金	298,331	298,927	1,019,561	0.2	0.2	241.1
その他特定目的基金	7,039,192	7,052,598	7,043,795	0.2	0.2	△0.1
計	11,448,095	11,395,043	13,189,423	△10.9	△0.5	15.7

7 財政健全化判断比率等

平成 20 年 4 月 1 日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、平成 19 年度決算から、財政健全化判断比率と総称される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を算出し、監査の意見を付して議会に報告するとともに、数値を公表し、あわせて県知事へ報告することとされました。

また、地方公営企業についても、その経営の健全化を図るため資金不足比率を算出し、健全化判断比率と同様の報告、公表を行うこととされています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)は、財政の健全化に関する比率を算出し、その比率が、早期健全化基準を超えた場合は財政健全化計画を策定し健全化に取り組むことを求めています。更に財政状況が悪化し、財政再生基準を超えた場合は財政再生計画を策定して、財政再生を行うこととなります。比率の算出と公表については平成 19 年度決算から、計画の策定関係については平成 20 年度決算から適用されています。

(単位%)

年 度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成 29 年度	-	-	2.5	-
平成 30 年度	-	-	1.9	-
令和元年度	-	-	1.6	-
令和2年度	-	-	1.4	-
令和3年度	-	-	1.4	-

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、赤字額がないため「-」で表記

- (1) 実質赤字比率(早期健全化基準 11.70%、財政再生基準 20.00%)
一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合です。
- (2) 連結実質赤字比率(早期健全化基準 16.70%、財政再生基準 30.00%)
公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する割合です。
- (3) 実質公債費比率(早期健全化基準 25.0%、財政再生基準 35.0%)
一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する割合で、18%を超えると地方債を起こす場合に県知事の許可が必要となります。
- (4) 将来負担比率(早期健全化基準 350.0%)
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合
これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの
- (5) 公営企業の資金不足比率(経営健全化基準 20.0%)
公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合で、経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定め、健全化を実施しなければなりません。

区 分	資金不足比率(%)
水道事業会計	-
下水道事業会計	-
農業集落排水事業特別会計	-

※資金不足額がないため「-」で表記

令和3年度決算における財政健全化判断比率は、4つの指標とも、早期健全化基準を大幅に下回っており、この指標では、財政の健全性は確保されているといえます。

また、公営企業の資金不足比率についても、3つの会計とも資金不足はなく、健全な経営がされています。

8 今後の財政見通し

令和3年度の決算では、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に規定された、実質赤字比率などの4つの指標は、良好な数値を維持しています。

また、実質単年度収支が24億2,305万8千円(前年度比+23億7,935万7千円)と大幅に改善したところです。

新型コロナウイルス感染症の影響による地方税減収を見込んで令和3年度当初予算の規模を縮小したところ、見込みほど減収しなかったことや、普通交付税や臨時財政対策債の大幅な増があったことが主な要因であり、これにより経常収支比率も前年の94.8%から87.9%に改善しています。また、黒字幅の増加により、財政調整基金残高も前年度比10億8,254万9千円増の51億2,606万7千円となっています。

しかし、数値の改善は一時的なものであり、人件費や扶助費、公債費といった経常的支出に使用した一般財源は、令和2年度に比べ、4億993万4千円の増となっていることから、財政状況は、引き続き硬直化の傾向にあると考えています。

今後の見通しとしては、義務的経費の増加や公共インフラの老朽化対策などに要する経費などの歳出増や短期的に物価高騰への対応に係る経費の増も見込まれる一方、人口減少に伴う地方税減収など一般財源の減少が見込まれるところです。

このことから、中長期的な視点から財政基盤の強化を図ることを目的に、事務事業の見直しを徹底し、行政コストの削減を図るほか、国・県の補助事業の活用、後年度に交付税措置がある地方債の活用、市が所有している施設等の活用等の財源確保に努めることが重要な課題であると考えます。

(令和4年11月 佐倉市財政部財政課)